

備考	神奈川県逗子市池子1丁目2番18号 R2年12月11日住所記載 神奈川県建設課(神奈川宿舎)

注意事項	
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要車両説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。	